

(三重県) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河川

地点 番号	河川名	水 域 名		環境基準 等地点名	調査機関	類型及び達成期間		指定年月日(見直し)	
		BOD等	水生生物 保全			BOD等	水生生物 保全	BOD等	水生生物 保全
1-1	木曾川	下流	(2)	横満蔵	国土交通省 中部地整	A イ	生B イ	S.45. 9. 1 (H.14. 7.15)	H.21.11.30
2-1	鈴鹿川	上流(1)		勸進橋	国土交通省 中部地整	AA イ		S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	
3-1	鈴鹿川	上流(2)	上流	鈴国橋	国土交通省 中部地整	AA イ	生A イ	S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	H.27.1.27
4-1	鈴鹿川	中流		高岡橋	国土交通省 中部地整	A イ		S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	
4-51	鈴鹿川	中流		中富田	国土交通省 中部地整	(A)		S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	
4-52	鈴鹿川	中流		庄野橋	国土交通省 中部地整	(A)		S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	
5-1	鈴鹿川	下流	下流	小倉橋	国土交通省 中部地整	A イ	生B イ	S.45. 9. 1 (H. 7. 3.28)	H.27.1.27
7-1	内部川	(全域)	下流	河原田橋	国土交通省 中部地整	A イ	生B イ	S.45. 9. 1 (H. 8. 3.29)	H.27.1.27
8-1	朝明川	上流		朝明橋	三重県	A イ		S.45. 9. 1	
9-1	朝明川	下流	下流	朝明大橋	三重県	B イ	生B イ	S.45. 9. 1	H.27.1.27
11-1	三滝川	(全域)	下流	三滝橋	四日市市	A ロ	生B イ	S.45. 9. 1 (H. 9. 4. 1)	H.27.1.27
11-51	三滝川	(全域)		三滝水源	四日市市	(A)		S.45. 9. 1 (H. 9. 4. 1)	
12-1	員弁川	(全域)	下流	桑部橋	三重県	A イ	生B イ	S.45. 9. 1 (H.11. 3.30)	H.27.1.27
12-51	員弁川	(全域)		日の出橋	三重県	(A)		S.45. 9. 1 (H. 11. 3.30)	
14-1	長良川	下流	(2)	伊勢大橋	国土交通省 中部地整	A イ	生B イ	S.46. 5.25 (H.14. 7.15)	H.21.11.30
15-1	揖斐川	(4)	下流	伊勢大橋	国土交通省 中部地整	A ロ	生B イ	S.47.11. 6	H.21.11.30
16-1	木津川	(1)	上流	大野木橋	国土交通省 近畿地整	A イ	生A イ	S.47.11. 6	H.21.11.30
17-1	木津川	(2)	下流	岩倉橋	国土交通省 近畿地整	A ロ	生B イ	S.47.11. 6	H.21.11.30
17-2	木津川	(2)	下流	島ヶ原大橋	国土交通省 近畿地整	A ロ	生B イ	S.47.11. 6	H.21.11.30
17-51	木津川	(2)	下流	長田橋	国土交通省 近畿地整	(A)	(生B)	S.47.11. 6	H.21.11.30
18-1	志登茂川	上流		今井橋	三重県	C ロ		S.48. 3.23	
19-1	志登茂川	下流	(全域)	江戸橋	三重県	C ハ	生B イ	S.48. 3.23	H.27.1.27
20-1	雲出川	上流		両国橋	三重県	AA イ		S.48. 3.23	
21-1	雲出川	下流	下流	雲出橋	国土交通省 中部地整	A イ	生B イ	S.48. 3.23	H.27.1.27
21-2	雲出川	下流	上流	大仰橋	国土交通省 中部地整	(A)	生A イ	S.48. 3.23	H.27.1.27
22-1	櫛田川	上流		津留橋	三重県	AA イ		S.48. 3.23	
23-1	櫛田川	下流	上流	櫛田橋	国土交通省 中部地整	A イ	生A イ	S.48. 3.23	H.27.1.27
23-51	櫛田川	下流		両郡橋	国土交通省 中部地整	(A)		S.48. 3.23	
24-1	外城田川	上流		大野橋	三重県	B イ		S.48. 3.23	
25-1	外城田川	下流	(全域)	野依橋	三重県	C ロ	生B イ	S.48. 3.23	H.27.1.27

地点 番号	水 域 名	水 域 名		環境基準 等地点名	調査機関	類型及び達成期間		指定年月日(見直し)	
		BOD 等	水生生物 保全			BOD等	水生生物 保全	BOD等	水生生物 保全
26-1	宮 川	上流		船 木 橋	三 重 県	AAイ		S.48. 3.23	
27-1	宮 川	下流	下流	度 会 橋	国 土 交 通 省 中 部 地 整	AAイ	生Bイ	S.48. 3.23 (H10. 3.31)	H.27. 1.27
27-2	宮 川	下流	上流	岩 出	国 土 交 通 省 中 部 地 整	(AA)	生Aイ	S.48. 3.23 (H10. 3.31)	H.27. 1.27
28-1	勢 田 川	(全域)	(全域)	勢 田 大 橋	国 土 交 通 省 中 部 地 整	Cハ	生Bイ	S.48. 3.23	H.27. 1.27
29-1	多 度 川	(全域)	下流	上 之 郷	国 土 交 通 省 中 部 地 整	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
30-1	安 濃 川	(全域)	下流	御 山 荘 橋	三 重 県	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
31-1	五 十 鈴 川	上流	上流	宇 治 橋	三 重 県	AAイ	生Aイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
32-1	五 十 鈴 川	下流	下流	堀 割 橋	三 重 県	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
33-2	加 茂 川	(全域)	(全域)	野 畑 井 堰	三 重 県	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
34-1	柘 植 川	(全域)	下流	山 神 橋	三 重 県	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
35-1	服 部 川	(全域)	下流	伊 賀 上 野 橋	国 土 交 通 省 近 畿 地 整	Aイ	生Bイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
36-1	久 米 川	(全域)	下流	芝 床 橋	三 重 県	Bハ	生Bハ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
37-1	比 自 岐 川	(全域)	(全域)	枅 川 橋	三 重 県	Aイ	生Aイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
38-1	名 張 川	(全域)	県内 区域	家 野 橋	国 土 交 通 省 近 畿 地 整	Aイ	生Aイ	S.49. 5.10	H.27. 1.27
38-51	名 張 川	(全域)		新 夏 見 橋	国 土 交 通 省 近 畿 地 整	(A)		S.49. 5.10	
38-52	名 張 川	(全域)		名 張	国 土 交 通 省 近 畿 地 整	(A)		S.49. 5.10	
39-1	赤 羽 川	(全域)	(全域)	新 長 島 橋	三 重 県	AAイ	生Aイ	S.50. 4.11	H.27. 1.27
40-1	銚 子 川	(全域)	(全域)	銚 子 橋	三 重 県	AAイ	生Aイ	S.50. 4.11	H.27. 1.27
41-1	矢 ノ 川	(全域)	上流	矢 ノ 川 橋	三 重 県	AAイ	生Aイ	S.50. 4.11	H.27. 1.27
42-1	尾 呂 志 川	(全域)	下流	阿 田 和 橋	三 重 県	AAイ	生Bイ	S.50. 4.11	H.27. 1.27
43-1	中 ノ 川	(全域)	(全域)	木 鎌 橋	三 重 県	Bイ	生Bイ	S.51. 4.16	H.27. 1.27
44-1	阪 内 川	上流	上流	中 部 大 橋	三 重 県	Aイ	生Aイ	S.51. 4.16	H.27. 1.27
45-1	阪 内 川	下流	下流	荒 木 橋	三 重 県	B口	生Bイ	S.51. 4.16	H.27. 1.27
46-1	金 剛 川	上流	(全域)	昭 和 橋	三 重 県	D口	生Bイ	S.51. 4.16	H.27. 1.27
47-1	海 蔵 川	上流		海 蔵 橋	四 日 市 市	Aイ		S.52. 4.26	
48-1	海 蔵 川	下流	(全域)	新 開 橋	四 日 市 市	Bイ	生Bイ	S.52. 4.26	H.27. 1.27
49-1	北 山 川	下流	県内 区域	四 滝	三 重 県	AA口	生Aイ	S.52.12. 6	H.27. 1.27
50-1	熊 野 川	(全域)	下流	熊 野 大 橋	国 土 交 通 省 近 畿 地 整	A口	生Bイ	S.52.12. 6	H.27. 1.27
51-1	笹 笛 川	(全域)	(全域)	八 木 戸 橋	三 重 県	Bイ	生Bイ	S.53. 3.31	H.27. 1.27
52-1	岩 田 川	(全域)	(全域)	観 音 橋	三 重 県	Bイ	生Bイ	H. 5. 3.30	H.27. 1.27
53-1	金 沢 川	(全域)	(全域)	千 代 崎 樋 門	三 重 県	Cハ	生Bイ	H. 6. 3.29	H.27. 1.27
54-1	中 村 川	(全域)	(全域)	小 川 橋	国 土 交 通 省 中 部 地 整	AAイ	生Aイ	H. 7. 3.31	H.27. 1.27
55-1	一 之 瀬 川	(全域)	(全域)	飛 瀬 浦 橋	三 重 県	AAイ	生Aイ	H. 8. 3.29	H.27. 1.27

地点 番号	水 域 名	水 域 名		環境基準 等地点名	調査機関	類型及び達成期間		指定年月日(見直し)	
		BOD等	水生生物 保全			BOD等	水生生物 保全	BOD等	水生生物 保全
56-1	肱江川	上流	上流	念仏橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 9. 4. 1	H. 27. 1. 27
57-1	肱江川	下流	下流	肱江橋	三重県	A イ	生B イ	H. 9. 4. 1	H. 27. 1. 27
58-1	安楽川	(全域)	(全域)	和泉橋	国土交通省 中部地整	A A イ	生A イ	H. 10. 3. 31	H. 27. 1. 27
59-1	長野川	上流	(全域)	水源地	三重県	A A イ	生A イ	H. 11. 3. 30	H. 27. 1. 27
60-1	長野川	下流		長野橋	三重県	A イ		H. 11. 3. 30	
61-1	濁川	(全域)	(全域)	柳原橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 12. 3. 31	H. 27. 1. 27
62-1	大内山川	(全域)	(全域)	滝辺橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 13. 4. 6	H. 27. 1. 27
63-1	藤川	(全域)	(全域)	野添橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 14. 4. 12	H. 27. 1. 27
64-1	横輪川	(全域)	(全域)	馬淵橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 15. 7. 25	H. 27. 1. 27
65-1	大又川	(全域)	(全域)	藤後橋	三重県	A A イ	生A イ	H. 18. 3. 7	H. 27. 1. 27
66-1	多度川		上流	多度橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
67-1	員弁川		上流	天王橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
68-1	朝明川		上流	奥郷橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
69-1	三滝川		上流	湯の山橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
70-1	内部川		上流	六和橋	四日市市		生A イ		H. 27. 1. 27
71-1	安濃川		上流	安西橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
72-1	櫛田川		下流	松阪東大橋	国土交通省 中部地整		生B イ		H. 27. 1. 27
73-1	柘植川		上流	西之澤大橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
74-1	服部川		上流	寺田橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
75-1	久米川		上流	上垣内橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
76-1	矢ノ川		下流	矢ノ川大橋	三重県		生B イ		H. 27. 1. 27
77-1	尾呂志川		上流	桜谷橋	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
78-1	熊野川		上流	浅里	三重県		生A イ		H. 27. 1. 27
201-1	天白川			大井の川橋	四日市市	-		-	
202-1	宇陀川			安部田	国土交通省 近畿地整	-		-	
203-1	金剛川	下流		河口 St-1	三重県	-		-	

(注) 1. 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成する。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成する。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的すみやかに達成に努める。

2. 類型欄の () 書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補助地点)

3. 類型欄の 一線は、環境基準が未指定であることを意味する。(未指定地点)

(2) 海 域

地 点 番 号	環 境 基 準 の 水 域 名			環 境 基 準 等 地 点 名	調 査 機 関 名	類 型 及 び 達 成 期 間			指 定 年 月 日 (見 直 し 年 月 日)		
	COD等	全窒素 全 燐	水生生物 保 全			COD等	全窒素 全 燐	水生生物 保 全	COD等	全窒素 全 燐	水生生物 保 全
601 - 1	四日市港 (甲)	伊勢湾 (口)	伊勢湾	四日市港 (甲)St-1	三重県	C イ	IV イ		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
601 - 53	四日市港 (甲)	伊勢湾 (口)	伊勢湾	四日市港 (甲)St-10	四日市	(C)	(IV)		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
601 - 54	四日市港 (甲)	伊勢湾 (口)	伊勢湾	四日市港 (甲)St-12	四日市	(C)	(IV)		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
601 - 58	四日市港 (甲)	伊勢湾 (口)	伊勢湾	四日市港 (甲)St-11	四日市	(C)	(IV)		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
601 - 71	四日市港 (甲)	伊勢湾 (口)	伊勢湾	四日市港 (甲)St-2	三重県	(C)	IV イ		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
603 - 1	四日市・ 鈴鹿地先 海域(甲)	伊勢湾 (ハ)	伊勢湾	四日市・鈴 鹿地先 海 域(甲)St-3	三重県	B イ	III イ		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
603 - 2	四日市・ 鈴鹿地先 海域(甲)	伊勢湾 (ハ)	伊勢湾	四日市・鈴 鹿地先 海 域(甲)St-4	三重県	B イ	III イ		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
603 - 51	四日市・ 鈴鹿地先 海域(甲)	伊勢湾 (ハ)	伊勢湾 (口)	伊勢湾(口) St-1	三重県	(B)	(III)	特A イ	S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
604 - 1	四日市・ 鈴鹿地先 海域(乙)	伊勢湾 (ハ)	伊勢湾	四日市・鈴 鹿地先海 域(乙)St-5	三重県	A イ	III イ		S. 45. 9. 1	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
605 - 1	津・松阪 地先海域	伊勢湾 (ニ)	伊勢湾	津・松阪 地先海 域 St-1	三重県	B イ	II イ		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
605 - 2	津・松阪 地先海域	伊勢湾 (ニ)	伊勢湾	津・松阪 地先海 域 St-2	三重県	B イ	II イ		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
605 - 3	津・松阪 地先海域	伊勢湾 (ニ)	伊勢湾	津・松阪 地先海 域 St-3	三重県	B イ	II イ		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
606 - 1	伊勢地先 海域	伊勢湾 (ニ)	伊勢湾	伊勢地先 海域 St-4	三重県	B イ	II イ	A イ	S. 46. 5. 25	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
607 - 1	英虞湾	英虞湾	—	英 虞 湾 St-1	三重県	A イ	I ニ	—	S. 49. 5. 10	H. 8. 3. 29	—
607 - 2	英虞湾	英虞湾	—	英 虞 湾 St-2	三重県	A イ	I ニ	—	S. 49. 5. 10	H. 8. 3. 29	—
608 - 1	五ヶ所湾	五ヶ所湾	—	五ヶ所湾 St-1	三重県	A ロ	I ニ	—	S. 49. 5. 10	H. 10. 3. 31	—

地点 番号	環境基準 の水域名			環境基準調査		類型及び 達成期間			指定年月日 (見直し年月日)		
	COD等	全窒素 全 磷	水生生物 保全	等地点名	機関名	COD等	全窒素 全 磷	水生生物 保全	COD等	全窒素 全 磷	水生生物 保全
609 - 1	尾鷲湾	尾鷲湾	-	尾鷲湾 St-1	三重県	A ロ	II イ	-	S. 50. 4. 11	H. 12. 3. 31	-
609 - 2	尾鷲湾	尾鷲湾	-	尾鷲湾 St-2	三重県	A ロ	II イ	-	S. 50. 4. 11	H. 12. 3. 31	-
610 - 51	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾	鳥羽湾 St-1	三重県	(A)	(II)		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
610 - 52	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾	鳥羽湾 St-2	三重県	(A)	(II)		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
610 - 53	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾	的矢湾 St-1	三重県	(A)	(II)		S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	
610 - 54	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾	伊勢湾(二) St-1	三重県	(A)	II イ	A イ	S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
610 - 55	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾	伊勢湾(二) St-2	三重県	(A)	II イ	A イ	S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
610 - 56	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾 (二)	伊勢湾(二) St-3	三重県	(A)	(II)	特A イ	S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
610 - 57	伊勢湾	伊勢湾 (二)	伊勢湾 (ト)	伊勢湾(ト) St-1	三重県	(A)	(II)	特A イ	S. 46. 5. 25 (H14. 3. 29)	H. 8. 2. 27 (H14. 3. 15)	H. 24. 11. 2
701 - 1	-	尾鷲湾	-	尾鷲湾 St-3	三重県	-	(II)	-	-	H. 12. 3. 31	-
701 - 2	-	尾鷲湾	-	尾鷲湾 St-4	三重県	-	(II)	-	-	H. 12. 3. 31	-

(注) 1. 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成する。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成する。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2. 類型欄の()書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補助地点)

3. 類型欄の一線は、環境基準が未指定であることを意味する。(未指定地点)